

平成17年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成17年6月20日(月曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(21名)

議長	岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎欠席議員(1名)

6 番 福 庄 計 夫 君

◎出席説明員

市長 桜井道夫 君
助役 佐藤昭雄 君
総務部長 板東知文 君
市民部長 三谷純一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰 君
経済部長 酒巻進 君
建設部長 藤井雄一 君
水道部長 加藤誠 君
市立美唄病院事務局長

吉田讓 君
消防長 佐藤賢治 君
総務部総務課長 市川厚記 君
総務部総務課総務係長 阿部良雄 君

教育委員会委員長 阿部稔 君
教育委員会教育長 村上忠雄 君
教育委員会教育部長 天野修二 君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男 君
選挙管理委員会事務局長
大道良裕 君

農業委員会会長 西館隆志 君
農業委員会事務局長 秋場勝義 君

監査委員 川村英昭 君
監査事務局長 遠藤等 君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

14番 川 本 政 芳 君

15番 内馬場克康君

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番白木優志君。

●4番白木優志君（登壇） 平成17年第2回美唄市議会定例会に当たり、私は大綱3点を市長及び教育長に質問します。

大綱の1点目は、環境行政で、全国各地で大変な社会問題になっている産業廃棄物、ごみ等の不法投棄についてであります。本市においても、心ない人たちによる不法投棄が後を絶たない現状に多くの市民も強い懸念を抱き、この問題に大きな関心を持っています。私も市内を調査したところ、大きなものでは廃車、廃農機具、家電製品など、またバッテリーや廃油等の不法投棄もあり、大きな自然環境破壊をもたらしていると想定します。山林、防風林など公有地、民有地等に不法投棄されている産業廃棄物、ごみ等など、その種類、量など、実態をお伺いいたします。

不法投棄者を特定するに当たり、市として

どのような作業を行い、不法投棄者を特定した場合にはどのような対応をしたか、市長にお伺いいたします。

次に、大綱2点目は、福祉行政で、福祉会館の環境整備についてであります。福祉会館は、多くの市民、また市外の人たちが多目的に利用し、地域においてはコミュニティー活動など欠かせない施設であります。市街地などの福祉会館は、下水道の供用開始に合わせ順次水洗化が進められていますが、下水道整備区域外については、平成13年度より個別排水処理施設整備事業により、平成16年度末まで181世帯が対象となり、市が計画した平成19年度まで415世帯の事業目標が私は厳しいものと想定されます。この制度は、公共施設の敷地は除外地域となっていますが、施設が水洗化になることで、利用する市民に水洗化の快適さと衛生的な面を少しでも訴えることができるのではないのでしょうか。

また、実態としてトイレの悪臭についても利用者から苦情があり、早急な対応が必要と私は考えています。公共施設も市民が快適に利用できることは望ましいと思うが、下水道整備計画区域内施設との公平さの観点からも除外区域における福祉会館の今後の水洗化について市長の考え方をお伺いいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。

1つ目は、小中学校の再編計画についてであります。美唄市自立推進計画によると、少子化及び過疎化の影響により少人数化が進む小中学校の配置見直しが平成19年度実施となっていますが、実施に向け、地域住民とどのような内容の話し合いが持たれ、今後地域の

理解を得るため、教育委員会としてどう取り組んでいかれるのか、また平成19年度配置見直し実施に向けてのスケジュールについて伺います。私が平成16年第4回定例会で質問した小中一貫教育との、その後の検討したことも、あわせて伺いいたします。

2つ目は、教育施設における防犯対策についてであります。私は、平成16年第4回定例会において児童生徒たちが不審者との遭遇問題を質問しましたが、そのときの答弁では13名の児童生徒に何らかの影響を与えているとの答弁でした。影響を受けた児童生徒たちに対する心のケアを含め、行政政策はどのようなになっているのか伺いいたします。

また、不審者が学校に侵入して児童生徒及び教職員が痛ましい被害に遭われた事件は記憶に新しいところでございます。本市においても、不審者の学校侵入に対する防犯対策は侵入の未然防止や侵入されてしまった場合の児童生徒、教職員の安全確保や具体的な対応などをどのようにされているのか、教育長に伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 白木議員の質問にお答えします。

初めに、環境行政について、市内における不法投棄の実態についてであります。不法投棄物の大半がテレビなどの家電4品目となっており、平成13年度から家電リサイクル法が施行され、排出者の収集運搬やリサイクル費用の負担、申し込み手続きが必要になったことが影響しているものと考えられます。

また、タイヤや家具類なども不法に投棄されており、不法投棄物の処理量は平成15年度では31件で約5トン、16年度では17件で約6トンとなっております。市といたしましては、注意喚起の看板を設置するなど、啓発に努めるとともに、今後も巡回を強化し、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

また、投棄者が明らかになった場合には、厳重な注意を行うほか、悪質な場合には警察など関係機関と連携を図りながら適正な対応を行うなど、不法投棄の発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、福祉会館の環境整備についてであります。福祉会館の水洗化については全14館のうち市街地地区の4館と東明西福祉会館の合わせて5館が現在水洗化となっているところでございます。

残る9館のうち、今後下水道整備が予定されている地区につきましては、下水道施設の供用開始後、計画的に整備を進めてまいります。農村地区など、下水道整備区域外の施設につきましては、いまのところ下水道事業計画との連動による施設整備の予定はございませんが、福祉会館は地域コミュニティ活動の拠点でもあり、市民の方々が多面的に利活用しておりますので、快適に施設を利用していただくことが必要であると考えているところでございます。

除外区域の公共施設における水洗化につきましては、新設をする場合は簡易水洗・浄化槽などの設置により衛生面に配慮した整備を行うこととしておりますが、既存の施設につきましては市民の方々が快適に施設を利用できるよう、下水道の整備区域内施設との地域

間の公平さも視野に入れ、市といたしましても十分検討を加え、計画的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

なお、当面の措置といたしまして、衛生環境や利用者の立場に立ち、悪臭対策が必要な会館につきましては再度調査を行い、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 白木議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、小中学校の再編計画についてであります。子どもたちが一定の集団の中ではなくまれる教育環境が大切であるとの考えから、少人数傾向が進む西美唄及び茶志内の中学校の適正配置について、小中学校のPTA役員をはじめ、保護者や地域代表の方々と話し合いを行ってきたところでございます。本年4月の西美唄中学校及び茶志内中学校での話し合いの中で、スクールバスの運行、保護者による授業参観や体育活動などを通した学校間交流の実施、他市町村における具体的な小中学校の統合事業などについてのご意見もありました。

このようなご意見や疑問について早急に調査、検討を行い、地域の方々のご理解が得られるよう、さらに話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、完全複式校となっている光珠内中央小学校につきましても、保護者や地域の方々と学校の今後について話し合っただけでまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、本年度は保護者や地域の方々との共通の理解を深めるための話し合いの期間とさせていただき、平成18年度は具体的

な諸条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育につきましては、本年度から小学校における英語教育等で構造改革特区導入いたしました三笠市の状況などを調査いたしました。現時点では導入されて日が浅く、実践事例もわずかしかなこともあり、はっきりした判断がしにくい状況でございますので、引き続き調査、検討に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育施設における防犯対策についてであります。初めに不審者等に遭遇した児童生徒に対する指導についてであります。学校におきましては、学級担任が中心となり、家庭との連携を十分図りながら日常的な教育活動の中で児童生徒の心理状態の小さな変化についても慎重かつ適切な対応を行っているところでございます。

次に、学校への不審者侵入に対する対策についてであります。平成14年度に作成し、市内各学校に配付した学校における危機管理マニュアルにより、日ごろから防犯に対する危機意識を高め、児童生徒にかかわる事件、事故を未然に防止するとともに、さまざまな事態の対応に当たり、冷静に、そして適切に組織的な判断、行動ができるよう取り組んでいるところでございます。加えて、各学校におきましても緊急時に対応した全職員の役割分担や行動マニュアルなどを具体的に確立しているところであります。このため、西美唄中学校や光珠内小学校、光珠内中央小学校などでは美唄警察署と連携し、警察官を不審者役とした防犯訓練で児童生徒の安全確保並びに各学校に配備している刺股などによる不審

者の行動制限を実際に体験するなどの訓練を取り入れているところでございます。

また、児童生徒の安全は、学校施設においてだけのものではなく、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、緊急に助けを求め駆け込むことができる子ども110番の家の指定や青少年センター等による巡視活動などの取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、先日市内の団体から小学生全員に防犯ブザーが配付されることとなったところでございますが、今後さらに地域や関係機関との連携を強め、地域全体で防犯意識を高め子どもの安全を守る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 4番白木優志君。

●4番白木優志君 自席から環境行政と教育行政について再質問させていただきます。

市民からの通報などで、平成15年度で5トン、平成16年度で6トンの不法投棄のごみなどを処理されたとの答弁でしたが、私が市内を調査した結果と相当かけ離れていると思います。年々増加傾向にある不法投棄問題は、深刻な環境破壊をもたらしている状況を目の前にして、不法投棄者に対して強い怒りと憤りを感じ、残念でなりません。不法投棄問題は、平成18年度施行予定の環境問題を重視した美しきまちづくり条例の制定に向け、私は影響を及ぼすことを懸念しています。早急に不法投棄の実態を調査する必要があると私は思います。市として調査のお考えがありますか。

また、家庭ごみの有料化が実施された場合にも不法投棄の増加が懸念されることと思います。対応する職員のパトロールにも限界があり、十分な対応が困難と、私は想定しているところであります。

そこで、私は、不法投棄監視員の配置、パトロールや啓発活動の強化など、さまざまな対応が必要と考えるが、市としてどのような考えを持っているのか、再度市長にお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。小中学校の配置計画についての実施に向けてのスケジュールはわかりました。再編となると、保護者、生徒たちが不安を持つことは当然と考えられますので、その対策をお伺いします。

また、いままでその学校で築き上げてこられた伝統や文化、特色ある教育がどのように受け入れられていくのかお伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 白木議員の再質問にお答えします。

不法投棄の実態調査などについてですが、今後におきましては本市の環境に関する指針として制定する予定の美しきまちづくり条例も念頭に置きながら、不法投棄に対する注意を喚起する看板の設置のほか、監視員の配置なども含め、市民の皆さんの理解と協力をもとに実効性のある不法投棄対策について十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 白木議員の再質問にお答えをいたします。

小中学校の再編計画についてでありますけれども、これまで保護者や地域の方々と話し合いを進めてきた中で、いろんなご意見ございますけれども、このご意見に対しましては今後も十分な話し合いを継続し、調査すべきものは調査し、保護者及び子どもたちの不安に配慮した中で、また学校とも十分連携を図りながら対応に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、学校が独自に、あるいは地域とともに培ってきた伝統や文化が継承されるとともに、これまで進めてきた特色ある教育活動がいかされ、新しい特色が構築されるように教職員及び保護者との協議を重ね、よりよい学校づくりがなされるよう努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

14番川本政芳君。

●14番川本政芳君（登壇） 第2回定例市議会に当たり、大綱2点について市長にお伺いいたします。

初めに、農業行政で、グリーン・ツーリズムの促進利用の中で、グリーン・ツーリズムの方向性についてお伺いいたします。これは、欧米諸国で展開している都市住民の農村への旅行からとってきたと言われております。農業政策の中で大きな問題となったのが、生産過剰の問題と環境の問題で、これを同時に解決していくために農産物価格を下げ、さらに大規模化して労働生産性を上げる方法をとっていたら、農村から人が出ていって過疎化が進行してしまったそうです。これを食いとめるために、行政は農業農村の多様化の方向、要するに都市住民のニーズにこたえる多様な

ビジネスをつくり、これを就業機会の拡大につなげるために、農民民宿に対する行政的支援を行ったのがグリーン・ツーリズムの始まりと言われております。援助の仕方は、農民民宿をする人にアドバイスする、相談に乗る、滞在施設資金の助成をする、さらに農民民宿経営者を組織化していく、ユーザーの結びつきを円滑にするために情報発信システムをつくるなどして支援を行ったそうです。

美唄が考えているグリーン・ツーリズムの方向性についてお伺いいたします。

次に、グリーン・ツーリズムの推進方法と全国大会参加についてお伺いいたします。最近、農産物の直売所、産直による農産物の販売、ハスカップどりや稲刈り、そば打ちなど、農作業、農産物加工体験、市民農園の利用など、多様な展開がされておりますが、成功しているまちでは農業者、行政、農協、観光協会、商工会など一体となってグリーン・ツーリズムを推進するなど、地域ぐるみの取り組みがなされておりますが、どのような推進方法を考えておられるのか。

また、農産物直売所を含むグリーン・ツーリズム関連施設は、16年度で全道で1,600カ所ほどあるそうですが、ことしは全国グリーン・ツーリズム北海道大会が美瑛町を拠点に開かれるそうですが、参加予定はあるのかお伺いいたします。

次に、グリーン・ツーリズムの地域経済への効果についてお伺いいたします。グリーン・ツーリズムビジネスという新たな雇用、就業機会の創出など、地域経済の活性化に期待が寄せられております。しかし、グリーン・ツーリズムを提唱して10年以上が経過してお

り、新しい展開が求められております。実施市町村で経済の効果が期待したより小さい、ほとんどないとした、この理由を聞いたところ、推進体制整備が不十分だったが一番多く、次いで明確な戦略検討、販売対策などが不十分だった、都市生活者を受け入れるソフト面の整備が不十分、情報発信を担う人材が育成されていなかった、アイデアがマンネリ化して魅力が乏しかったなどと言われております。地元でやるからには、社会的、経済的利益は、そこに暮らす人たちの程度はあっても、みんながかかわれるような仕組みを考えて経済的利益を何らかの形でそこに定住する人たちに還元されるような仕掛けを考えていく必要があると思いますが、経済効果をどのように求めようとしているのかお伺いいたします。

次に、グリーン・ツーリズム推進上の課題についてお伺いいたします。グリーン・ツーリズムの一層の推進を図っていくためには、いま申し上げたようなさまざまな課題があります。

1つ、都市住民のニーズの把握と農村の持つ資源、生活文化を都市住民に対してアピールするコンセプトづくり。

2つに、多彩な体験メニューづくりと、これを支える人材の育成。

3つに、地場産業などの地域の条件を最大限にいかした、都市住民にとって魅力ある空間整備。

4つに、この場へ地域の人たちがどのようにかかわれるかなど、推進上の課題をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、農業経営改革の中で、稲作経営の展望と試算についてお伺いいたします。米価の

値下がりが続き、米農家の経営を圧迫しています。経営改善の必要性を考えると、低価格に経営がどう対応するかだけでは解決できません。個々の経営の対応は、政策要因と需給要因とによる結果を分析、判断しながら総合的に考えていく必要があります。「食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいても、かなり限定的な改組へ政策を集中し、大胆な稲作経営規模拡大が進むことを想定しているようではありますが、稲作継続に必要な最低限の手取り価格、国家安全保障から見た米自給率低下の許容限度、財政負担の限度、構造改革の進捗度合い、関税引き下げの程度、米入札ルールの見直しといったものが綿密な相互依存関係にあり、これら全体をシステムとして一体的にとらえ、稲作経営の姿もこの中で位置づけられる必要があると思いますが、稲作経営のテンポと試算をどのようにとらえ経営改善指導に当たられているのかお伺いいたします。

次に、担い手経営安定対策についてお伺いいたします。米政策改革へ創設された制度は、収量の著しい低下があり、担い手経営安定対策の円滑な運営に支障が生じ、家族労働費が確保されていない、加入するメリットがあるのかとの意見が出ています。今後実施方針の内容の変更、特例など、どのようなになっているのか。

また、各事業に対する生産者の拠出金、基金の内容、さらに生産調整遂行に市や農協が行っている事務費等はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、危機管理行政の中で公益通報者保護法の内容についてお伺いいたします。最近多

くの企業で不祥事が露見しています。不当表示、リコール隠し、米入札で架空取引、補助金不正受給、美唄においても手りゅう弾の爆発、焼却施設でダイオキシン基準値の3倍、水道汚染などが起きています。問題は大きく、根は深いと思いますが、違反や過去はそれだけが突然に単独で起こるケースは少ないと言われています。予兆的なものが存在すると言われ、この段階で行動を起こすことが大切であります。このためには、前触れを感知する仕組みが必要であります。

その1つが、内部告発であります。これによって、いろんな違法、不正、危険が社会に知らされることは歓迎すべきであります。しかし、不正を通報することは職場で悪者にされ、変わり者と思われるといったおそれを伴っております。そこで、内部告発が公益通報とみなされ、公益通報者保護法が制定されたそうですが、この内容についてお伺いいたします。

次に、公益通報者保護法の仕組みについてお伺いいたします。この法律は、通報者を解雇などの不利益から守る明確なものを備えていなければならないし、通報者にとって使いやすくわかりやすいものでなければならないと思います。法律の仕組み、どのような行為の通報なら保護されるのか、行政機関への通報の場合にはどこに言えばいいのか。

また、市民にわかりやすい相談窓口を整備する必要があると思います。通報は、いたずらに放置されることなく、速やかにいかされる措置が必要と思いますが、その仕組みとその対応についてお伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わらせていた

だきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 川本議員の質問にお答えします。

初めに、グリーン・ツーリズム促進事業についてであります。緑豊かな農村において農業生産活動や農産物をいかしながら自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を推進し、「スポーツ・レクリエーションの里づくり構想」に基づく交流のまちづくりを促進するために、本年度から本事業に取り組むこととしたものでございます。

現在市内では、直売所や体験型農園、加工体験施設などが開設されているほか、昨年には修学旅行生の農作業体験の受け入れも始まっており、市としましては関係機関や団体など一体となって、こうした農業者の主体的な取り組みを促進するために、本年度はグリーン・ツーリズムに取り組んでいる農家などを紹介するマップの作成やホームページ開設に向けた研修会を開催し、インターネットを活用した情報の発信を支援してまいりたいと考えております。

また、今後は地元農産物を活用したファームレストランの開設や日帰り型から滞在型への進展を図るほか、さまざまな業種が加入しているグリーン・ツーリズム研究会が中心となって主体的な取り組みが展開されるよう、ネットワーク化などにより組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域経済への効果についてありますが、こうしたグリーン・ツーリズムの取り組みが活発化することで、美唄農産物の消費や販売の拡大が図られるほか、都市住民や消

費者との交流が促進されるなど、地域経済への波及効果はあるものと考えております。

次に、推進上の課題についてであります。ファームレストランやファームインを農業者が行うためには、食品衛生法や旅館業法などの手続きや届け出が必要となるほか、資金面などの問題が生じることから、市としてはこうしたさまざまな問題の相談や助言を行うなど、その支援にも努めてまいりたいと考えております。

なお、「全国グリーン・ツーリズムネットワーク北海道大会」につきましては、人材育成など今後のグリーン・ツーリズムを推進する観点から積極的に参加してまいりたいと考えております。

次に、農業経営改革についてであります。国が示す農業構造の展望では、平成27年における農家戸数は現状の293万戸が43万から83万戸減少し、210万から250万戸と想定しており、そのうち農業生産の相当部分を担う「効率的かつ安定的な農業経営」としては36万から42万戸へと減少すると試算しております。

このうち北海道における稲作の「効率的かつ安定的な農業経営」は、1万戸程度と試算されているところでございます。

国は、こうした農業者を担い手と想定しており、新しい「食料・農業・農村基本計画」において担い手を育成確保する観点から施策を集中的かつ重点的に実施することとしております。

市といたしましても、関係機関、団体とともに認定農業者制度の普及啓発活動などを通じて国の動向等を生産者などへ指導、周知に努めているところでございます。

次に、担い手経営安定対策についてですが、北海道の場合、稲作所得基盤確保対策の補てん額を16年産の稲作収入に上乗せすると、直近3カ年間の平均の10アール当たり収入との差額の9割を超えてしまうために、担い手経営安定対策の補てんはされない問題が生じたところでございます。

このため、農林水産省は、17年産からの特例として不作年である14年と15年を除外する措置を講じたところでございます。

これを受けて、事業実施主体である北海道水田農業推進協議会は、国に「稲作所得基盤確保対策」及び「担い手経営安定対策」の実施方針の変更申請を行っております。

次に、平成17年度の生産者の拠出金等についてであります。生産者の負担額は稲作所得基盤確保対策が1俵当たり230円、北海道米共同販売基金が200円、担い手経営安定対策が10アール当たり1,030円、集荷円滑化対策が1,500円、米需給調整・需給拡大基金が500円、北海道米啓発普及事業が約800円となっております。

なお、生産調整等事務費については、農協が水田農業構造改革交付金を、市が数量調整円滑化推進事業費補助金を受けて対応してございます。

次に、公益通報者保護法についてですが、この法律は自動車のリコール隠しや食品の偽造表示など、企業不祥事が事業者内部からの通報により相次いで発覚したことを背景として、事業者の法令遵守を促進するとともに、通報者の保護や通報処理についての制度が必要となったことから平成16年6月に立法化され、平成18年4月1日から施行される

ものでございます。

法律の仕組みとして、公益通報とは労働者が不正の目的ではなく、労務の提携先、またはその役員、従業員等について法令違反が生じ、またはまさに生じようとしている旨を「事業者内部」や「法令違反について処分または勧告等を行う行政機関」、さらに報道機関、事業者団体、消費者団体、被害者などの「事業者外部の者」に対して通報することであり、通報を行った労働者を「公益通報者」と定義づけております。

公益通報の対象法令は、個人の生命または身体の保護、消費者の利益、環境の保全、公正な競争の確保にかかわる法律で、刑法、食品衛生法、廃棄物処理法、個人情報保護法などのほか409本の法律に規定する法令違反行為が通報の対象となっております。

公益通報者の保護としては、解雇や不利益な取り扱いの禁止などが定められており、また公益通報者から公益通報された行政機関は必要な調査を行い、法令違反があると認めたときは、法令に基づく必要な措置をとらなければならないものと定められております。

今後国においては、ガイドラインの作成、公表、法解釈指針の作成、ハンドブックやパンフレットの作成、説明会の開催、さらに相談窓口の整備を行うこととしておりますので、今後説明会の出席など情報収集を行い、市としての必要な取り組みをしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 14番川本政芳君。

●14番川本政芳君 自席から1点だけ再質問させていただきたいと思います。

農業経営改革についてお伺いしたいと思

ますが、米は日本列島、国民の血液と言われて、行政も生産者も、そして農協も一体となって考えようといった動きであったと思えます。しかし、現状はみずからの経営はみずから切り開く時代と言われていますが、米価の低迷など、厳しい経営環境の中にあり、水田農家の自助努力にも限界があります。特に米づくりは、1年に1作しかとれません、そして後継者が親から経営移譲を受けて一生の中においても30数回程度しかつukれない状況であります。こうした中で、おぼろづきといった良食味品種が誕生し、道の優良品種に認定されたことは生産者の1人として喜ばしく思っております。

また、市内でことし5カ所で試験栽培できたことは、市長が先頭に立って道などへ足を運び、要請などされてきたことにあるものと考えており、市長をはじめ理事者の皆さんのこれまでのご労苦に対し、敬意を表する次第であります。

しかし、一方で、私ども生産者は不安を抱えていることがございます。これは、おぼろづきの特性として、拝見で1等米にはなりませんし、またアミロース含有量が約14%と低く、ごく良食味米であるものの収量性はほしのゆめよりも劣るため、有利販売されなければ生産者の所得向上にはつながらないこと、またたんぱく値の高いところでは、低アミロース米であってもそのメリットがいかされない指摘されていることでもあります。このことは、過去に市立試験ほ場で栽培されたときの結果でも出ているようではありますが、単に消費者に喜ばれるうまい米だといった話だけで先行するのではなく、ことし市内5カ所で

設置された実証展示圖のデータをとって分析し、この結果をもとに生産者に指導すべきではないかと考えておりますが、このことに対する市長の考え方をいま1度お聞かせいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 川本議員の再質問にお答えします。

おぼろづきにつきましてであります。平成17年において試験機関から美唄市に対し、おぼろづきの種子53キログラムが配付され、市農協で4カ所、峰延農協で1カ所、合計5カ所の実証展示圖で栽培しておりますが、ほ場ごとに成育調査や収量・品質調査などを行うことから、これらデータを関係機関、団体と分析し、この結果を生産者などへお知らせしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） 2005年第2回定例会に当たり、大綱2点について市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱の1点目は、住民基本台帳ネットワークシステムについてであります。

まず、1つ目として、住基ネットシステムの現状認識と金沢地裁判決についてお伺いをいたします。この8月でスタートから3年になる住基ネットシステムは、国が始めるときのうたい文句とは大分違ってまして、多額の経費をかけておりますが、大部分美唄市民にとってほとんどメリットらしいものがないのが現状です。このような現状をどう認識されるか。

また、住民台帳の閲覧が行われております

けれども、多くの市民の分の閲覧のケースはどのくらいあるのか、その目的はどのようなものか、またこのことによる被害の有無もあわせてお伺いをいたします。

5月30日に、金沢地方裁判所は、石川県の住民28人が住基ネットからの離脱と国などに損害賠償を求めた訴訟で、原告の訴えを認め、

1、国の機関及び法人に対し、原告らに関する本人確認情報を提供してはならない。

2、地方自治情報センターに対し、本人確認情報処理事務を委任してはならない。

3、原告らに関する本人確認情報を保存する住民基本台帳ネットワークの磁気ディスクから削除せよという判決を出しました。

その理由としては、

1つとして、自己情報コントロール権を憲法で保障された基本的人権と認め、

2つ目として、国家が正当な行政目的もないまま、個人の同意なく、個人情報をも無差別に集約し、管理することを否定し、

3つ目として、住基ネットの利便性は、それを享受したい、受けた国民が個々に選択すべきであり、プライバシーを重視する国民までも強制的に参加させることは正当な行政目的とは言えないとしています。

市長は、このような司法判断をどのように受けとめられるか、お伺いをいたします。

2つ目として、2003年第4回定例会での住基ネットにかかわる請願の採択についてお伺いをします。2003年9月8日に受理した請願第1号、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する規定を盛り込んだ条例の整備についての請願は、第3回定例会で民生常任委員会に付託、継続審

査になり、休会中の審査を経て第4回定例会では、市民の不安解消になお一層の個人情報の保護のため条例制定について考慮していたきたいとの付帯意見を含む採択の委員長報告を全会一致で決定しました。以来1年半、この問題について市の具体的な動きは見えません。市長はこの市議会の判断について、どのように受けとめられているかお伺いをいたします。

3つ目として、住基ネットシステムの今後についてであります。平成16年度の住基ネット関連の経費は、どの程度かかっておりますか。そのうち交付税措置はどれぐらいなされているか、お伺いをします。

また、本年度予算の中では、どのぐらいの金額を組んでいるのか伺います。

また、住基カードの現在までの発行枚数、カード利用による住民票発行などの件数、他自治体での美唄市民による住民票請求数など、住基ネットによる住民サービスの実態をお伺いをいたします。

これらの利用状況などを検討し、このシステムの今後についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

大綱の2点目は、教科書の採択について教育長にお伺いをいたします。

ことは、4年ごとに行われる中学校の教科書採択の年です。来年から使われる教科書です。春ごろから新聞などでも取り上げられています。4年前の前は、検定作業の前から話題になりました。新しい歴史教科書をつくる会が初めて教科書をつくり、全国の中学校で使ってもらおうという取り組みをさまざまな手段を講じて行い、それが大きな注目を

浴びたからです。歴史と公民の教科書です。つくる会は、早くからこの教科書のパイロット版と言われた「国民の歴史」などを全国の教育委員会に配り、また書店での販売にも力を入れました。つくる会や支援グループは、政治家と共同しての文科省に働きかけ、あるいは採択制度を改めるといっても、これは改悪でありますけれども、改悪をして、現場教員の意見を排除して、教育委員会による採択にさせたからであります。

文科省の検定結果が発表されると、つくる会の歴史、公民が合格したことに驚きと批判が起きました。歴史の歪曲、戦争を肯定し、賛美する姿勢、人権をないがしろにし、個人よりも国家を優先させ、憲法改悪を目指そうとする姿勢は、憲法や教育基本法を尊重するものとは大きく違っていたからです。

この検定では、歴史137項目、公民99項目という他の教科書とは比較にならないほど多くの検定意見がつき、つくる会はそれを修正して合格ということになったのです。

しかし、この事前に配付する作戦は裏目に出て、多くの心ある人々の厳しい批判を受けることになりました。もちろんこの教科書を支持する人々もいましたが、その内容が持つ危険性が多くの国民の批判を受けることになったのです。現場の教員や研究者はもちろん、子どもたちの母親、父親、特別の立場などない普通の市民たちが採択反対の声を上げたのです。その動きは、全国の採択、当時は542ありましたが、全国の採択区に及び、中には内定していたにもかかわらず、その議論経過などに疑問の声上がり、決定をやり直す地域も出たくらいであります。

4年前の結果は、全国の公立学校の採択区での採択はゼロでした。しかし、東京と愛媛では、それぞれ知事の介入と思われますが、養護学校の一部、それに一部の私立学校での採択があり、採択率としては全国で0.04%、冊数にすると521冊ということだったそうです。ことしの春に新聞などが取り上げたのは、つくる会が4年前の反省から全国で10%以上の採択を目指すとしてさまざまな取り組みをしていて、その中でも県知事や有力政治家の協力を得て条件を整える動きが具体的にあったからです。北海道では、十勝地域が最重点とされ、議会決議などの動きが話題になりました。東京都教育委員会は、昨年8月に多くの反対の声を押し切って本年4月開校の中高一貫校へのつくる会歴史教科書の採択を決定しました。私は、美唄の子どもたちは、憲法、教育基本法をベースに運営される学校で学べるようにする、それは美唄の保護者を中心とする人々、多くの美唄市民が関心を持ち、必要があれば、声を上げることだと思います。この問題を取り上げる理由を先に述べさせていただきました。

1つ目として、教科書採択についての考え方について伺います。今年度の教科書採択作業に当たって、大まかな作業手順と仕事を進める際の基本的な考え方を伺います。そのうち従来と考え方の変った内容があれば、説明をいただきたいと思います。

2つ目は、教師の意見集約やその扱いについて伺います。生徒の指導に当たる教師の意見は重要だと私は考えますが、その集約はどのようになされますか、またその集約された意見は採択のどの段階で、どのように扱われ

るのかお伺いをいたします。あわせて保護者や地域住民の意見の尊重は、どのように行われるかも伺います。

3つ目として、歴史、公民分野の教科書選定について伺います。歴史、公民だけを取り上げて、特にここで伺うのは、先ほど申し上げましたつくる会の教科書はこの2つの分野についてつくっているからです。この選定に当たってそれぞれ留意する事項をお伺いいたします。

以上この場での質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、住基ネットシステムの現状認識と金沢地裁判決についてであります。住民基本台帳ネットワークシステムは、年金の現況届けの廃止やパスポート申請時の住民票の添付の省略、全国どこの市区町村でも住民票の写しがとれるほか、住民からの申請で交付する住民基本台帳カードにより、転入、転出の簡素化や写真付きのカードは身分証明書などとしても使えることから、利便性が図られているものと考えております。

次に、住民基本台帳の閲覧についてであります。平成16年度で新生児の内祝等、ダイレクトメールの私用閲覧が37件で4,157人、国の機関等が実施する意識調査などの公用閲覧が3件、374人で、合計40件、4,531人となっております。市民の被害等についての苦情はございません。

次に、司法判断についてであります。平成17年5月30日の金沢地方裁判所では、原告の訴えを認める判断がされ、一方翌日の名古屋

屋地方裁判所では原告の訴えを棄却するという全く逆の判断が示されたところでございます。こうしたことから今後示される司法判断等を注視してまいりたいと考えております。

次に、住基ネットに係る請願についてであります。現在住基ネットに関する条例制定に向けて、請願の趣旨も含め、検討しているところでございます。

なお、総務省では、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を開催しておりますので、こうした動向を踏まえながら条例制定を検討してまいりたいと考えております。

次に、住基ネットシステムの今後につきまして、初めに住基ネット関連の経費についてであります。平成16年度は228万1,000円で、うち交付税算入額は183万2,000円となっております。また、平成17年度では、219万1,000円の予算措置をいたしております。

次に、住基カード等の利用実態についてであります。平成16年度までの合計で申し上げますと、住基カードの発行枚数は64枚となっております。

また、住基ネットの広域交付は、平成16年度で他の市町村の住民の方が美唄市で交付を受けた件数は13件、美唄市の住民の方が他の市町村で交付を受けた件数が37件となっております。

住基ネットシステムについては、電子政府、電子自治体のベースとなるものと考えておりますので、今後も引き続き個人情報保護の保護に万全を期して運用してまいりたいと考えてございます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご

質問に順次お答えいたします。

初めに、教科書採択の手順、考え方についてでございますが、美唄市は空知管内の25市町村で構成する北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会に属しております。この協議会が諮問機関として設置した選定委員会及びその小委員会において、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、それぞれの地域の実態などに応じて教科ごとに1種類を決定しているものであり、この協議会を構成する市町村教育委員会はこの決定に基づき採択を行う流れになっております。

また、選定委員の決定につきましては、協議会構成市町村が推薦する候補者の中から協議会が決定した方を当該市町村の教育委員会が委嘱しているものでございます。推薦や委嘱に当たりましては、教科の専門性や地域の実情等を考慮するとともに、教科書採択に利害関係のないことなど、公正確保を考慮し、委員の選定を行っているところでございます。

なお、平成16年度からは、これまで空知教育局に置いていた協議会の事務局を構成市町村教育委員会持ち回りで担うことになり、現在滝川市にその事務局を置いているところでございます。

次に、教師の意見集約とその扱いについてであります。採択地区における選定委員の大部分が現職の教員に委嘱されていることから、現場の教師の意見についても教科書採択に反映されるよう配慮されているものと考えております。

また、保護者や地域住民の教科書に対する関心にこたえるためにも教科書展示会は大変意義のあるものと考えており、本年も今年11

日から市立図書館で開催をいたしております。

また、市民等閲覧者からの意見要望書も協議会資料として送付することとしており、外部からの働きかけに左右されることなく、公正かつ適正な教科書採択が行われるものと考えているところでございます。

次に、歴史、公民分野の教科書選定に当たっての留意点についてであります。教科書とは小中高等学校あるいはこれに準じる学校において、教育課程の編成に応じて授業の用に供せられる児童生徒用の図書であって、文部科学大臣の検定を受けたもの、または文部科学省が著作の名義を有するものとなっております。その内容は、教育基本法、学校教育法等の関係法令に従うとともに、学習指導要領に示す教科の目標、内容等によるものとなっております。このことから歴史、公民につきましても学習指導要領に示す目標や内容、それぞれの地域の実態を踏まえた中で選定されていくものと考えております。

以上申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 再質問をさせていただきます。

1つは、住基ネットの問題であります。お答えを一通りいただきましたが、この住基ネットシステムというものが住民にとってメリットがあるということでの説明をいただきました。ただ、私は前にも一般質問でも申し上げたんですが、本当に直接的に利便を受ける市民の数はごくわずかでございます。たとえば私自身も年金を受け取っておりますが、誕生のときに生きてることを確認するという

ことで現況届というのを従来出しておりましたが、このシステムができたことによって、現況届の提出は必要なくなったわけです。これは、私自身にとって唯一このシステムのメリットと言えるものだと思います。

パスポートの申請というのは、いまでも10年分をとれば、10年に1遍出せばいいということでありまして、私はそれほど大きなメリットだというふうには思っておりません。それから、いまの年金の現況届に自分が生きているあかしを1年に1遍、自分が紙に書いて出すぐらいのことは、年金を受け取る以上はごく当然のことかなということを感じております。

あと、移転等に伴う住民票の届けの問題などでは、これはよく言われておりますが、住民票だけは転入先へ行って手続きをすれば、転出手続きを美唄でしなくてもいいというのがあるんです。ところが、役所に届け出る関係というのは、たとえば国保の届けがあったり、そのほかの関連のものもあって役所へ来ないで済むということになかなかないわけですし、これはそう大きなものだというふうには思えません。

それと、経費の問題もお伺いいたしました。200万円強、昨年度で228万円ということですから、満額ではありませんが、ある程度交付税措置がされているということで、本年度も219万円の予算を組んでいると。このかかっている経費の問題は、この金額だけでは済まないというふうに思います。関係する職員の方がセキュリティに十分注意をしながら、安全に運用がなされるようにということを常に気を使っていなければならない。この担当

者への負担というものが、かなり私は大きなものがあるのではないかというふうに考えております。

そういう疑問というか意見というか、そういうものを持つということをもまず最初に申し上げまして、金沢地裁の判決の関係でかわる質問をしたいと思うんですが、北海道新聞の6月1日の社説には、「廃止も選択肢の1つ」というタイトルで、金沢地裁判決を「住基ネットの役割に対する国民の不安や不信を率直に受けとめた明快な判断」というふうに評価をしています。31日の名古屋地裁判決、住基ネットの必要にかんがみれば、みだりに個人情報の収集、開示が行われているとは言えない。これに対しては、「プライバシーと行政の効率化のどちらを優先するか、司法判断は分かれ、決着までに長い時間がかかる」と述べ、さらに「国や自治体が情報の持ち出しや外部からの不正侵入に万全の策をとっているとは言えないし、住基ネットに参加しない東京杉並区、国立市、それから選択制の横浜市などの問題を名古屋地裁判決は全く考慮していない」というふうに批判をしています。

さらに、「この官製システムが」、官製というのはお役所がつくったということです。

「行政の効率化にふさわしいのか検討すべきだと、運用維持費が年間200億円にも上るのに、住基カードの普及率は0.4%にすぎない」、これは全国の数字です。「官側の発想だけで突き進んだ結果、国民にそっぽを向かれている、情報管理の不安だけでなく、むだを排する意味でも廃止を考えてもいい」と、この道新の社説は述べているわけです。1999年に改正されたわけでございますけれども、改正住民基

本台帳法による住基ネットシステムというのは、国がいうところの住民の便益と行政の効率化を目的としているわけです。しかし、金沢地裁判決は、住民の便益とプライバシーの権利はいずれも個人的利益でどちらを優先させるかは、各個人がみずからの意思で決定すべきであって、行政が住民に便益を押しつけることはできないと述べているわけです。

行政の効率化については、このシステムによる経費をさまざまに試算をしまして、最終的にその効果は未知数と言わざるを得ないと述べて、経費削減のためには適切な人員配置とか必要性の乏しい公共事業の縮小とか、その他行政全般にわたってさまざまな改革の努力が必要であって、住基ネットにその効果があるとしても、それはその一翼を担うものにすぎないというふうに締めています。住基ネットがなければ、達成できないものとは考えがたいというふうに結論をしています。

自治体に対して、金銭的にも職員配置でもセキュリティのレベル維持でも大きな負担を押しつけているこのシステムの実施を義務づけるものとは到底考えることはできません。特にセキュリティのレベル維持については、多分担当の職員の方はご理解されていると思うんですけども、コンピュータの不正アクセス等を防ぐための技術的なものというのは日進月歩なんです、どんどん進んで行く。ガードを固めれば、それを破るための技術が開発されてくると、そのことの繰り返しです。このことは、よくマスコミでも取り上げられます。ですから、市なら市が、美唄市が美唄市の市民情報を守るためにガードを固めよう固めようとすればするほど、どんどんお金が

かかっていくと、そういう中身を持っているわけでは、

3年前に、このシステムを実施しようというふうに関が言いかけたときに、国民の間からこういうものをつくってほしいという声は、私はほとんどなかったというふうを考えています。だから、こういうことを考えてみると、自治体にいわば国から押しつけられたものということができるんじゃないかと。

それから、新聞にちょっと出ておりましたんで、お尋ねをしましたところ、札幌はことしの4月1日から札幌市住民基本台帳条例というのをつくって施行したんです。いろんなことがその中にはありますけれども、セキュリティー対策について項を起こして、条例の中にあります。そこでは、市長は、セキュリティー対策として行動計画を策定し、システムを停止しようとする場合は、これによるものとするという条文があります。これは、要するに場合によっては、札幌市の住基ネットシステムをとめるということを想定している条例なんです。ですから、その部分で十分に考えていただくということが必要ではないかなと。今回金沢地裁の判決は、いま申し上げませんでしたけれども、このまま運用すれば、憲法違反の疑いがあるということまではっきり述べているんです、この判決がです。

ですから、美唄としても余り市民のメリットがないとすれば、このシステムからの離脱を考えてもいいのではないかなというふうに思うんです。全体の離脱が難しいということであるとすれば、市民の方の中にはこれの便利を自分は使いたいんだという方もいらっしゃるかもしれない、だとすれば選択制を考えて

もいい時期ではないのかなということも思います。そのことについて市長の考え方をお伺いしたいと思うんです。ただ、そのことは、私は自分の考え方として申し上げてお尋ねをしておりますが。

2点目の質問の請願にかかわる事柄については、先ほど検討しているということでのご答弁をいただきました。もしこのシステムをそのまま続けていくんだとすると、やはり2年前の4定で採択された条例をつくってもらいたいという、この請願はやはり私は正面から受けとめていただきたいなというふうに思うわけです。つくることを検討しているということですから、どのぐらいの時期に考えまめられて議案に提案されると思いますので、提案されるのか、その見通しをおおよそでよろしいですから、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、教科書採択について伺います。一通りご答弁をいただいて、その部分の理解はいたしました。教職員の意見も取り入れているということの、そういう場があるというふうに答弁をいただきましたから、私はちょっと安心をしたんですけれども、報道されている事柄で言うと、教育委員会に採択権について全面的な権限があるかのようにどうしても聞こえてしまう部分があるもんですから、それで教職員の考え方がどうなのかということをお伺いしたわけです。

つくる会のさまざまな動きについて、かかわってこれを支援する国会議員の方々も大勢いらっしゃるということもあって、文部科学省に対して直接具体的な働きかけをいろいろとやられておるわけです。4年前と明らかに

社会科の部分で申し上げますと、5つとか6つとか教科書がある中から、結局子どもたちが使う教科書を1つ選ぶという作業が、いま行われつつあるわけです。そして、先ほどの教育長のお話にもありましたように、現在採択にかかっている教科書が全国的に展示会が開かれて、だれでもそれを見ることができるというふうになっております。図書館で17日から始まったということで、私も昨日見に行っただけです。中学校ですから9教科あるわけですが、この社会科の歴史と公民に限って見ていろいろと自分なりに考えるところがあったんで、そのことを含めてちょっとご質問したいと思うんですけれども、

これは、いまの日本国憲法に照らしますと、天皇は象徴として位置づけられているわけですし、日本の主権者は国民であります。そのことを念頭に置いてつくられた教科書だというふうには、どうも私には思えないんです。ただ、ページ数が各時代に割り振られていくわけですが、その中で言いますと、古代に非常に力点が置かれております。とりわけ大和朝廷の始まりの部分など、神武天皇から名前が出るわけですが、神話の部分を含めて天皇のスタートの時点、ここに大分力が入っているということ、それと古代律令国家では、これは朝廷の存在というのは大きいわけなんです。ところが、中世、近世の部分、鎌倉、室町、江戸時代、ここはほかの教科書と比較してみると明らかにページ数が少ないです。これは、武士の時代であって、天皇の出番がほとんどないわけです。ここは、いわばできるだけすすすすと進んで行こうという、そういう姿勢かなというふうに思

います。そういうのがまず1つです。

長い時間かけて言うつもりはないんですが、もう少しわかりやすくきっちとメモをしてこようと思ったんですが、時間が余りありませんで、なかなか思うようにまいりませんでした。それで、何点かだけ申し上げたいと思うんですが、あと歴史の分野で言いますと、戦争のときの問題があります。皆さんは何とおっしゃるでしょうか、太平洋戦争というふうに言うんでしょうか、少し丁寧に言う方はアジア太平洋戦争という言い方をします。第2次世界大戦の部分。15年戦争と言う方もあります。中国へ早くから進入をしておりましたから、その時期からのものをまとめて15年戦争という言い方をしたりします。

ところが、つくる会の歴史教科書は大東亜戦争という言葉を使います。大東亜戦争というのは、ご存じのように当時の政府が大東亜共栄圏を築くために日本はアジアの民衆をヨーロッパ列強の支配から救うんだというような、そういう大義名分を掲げてあの戦争をやったわけです。以来戦後は、大東亜戦争という言い方は全くされないで来たわけです。もうすでに60年になるわけですがけれども、これをこの教科書は4年前のときから使っております。大東亜戦争という言い方をすること、この戦争は、いわば日本として考えたときに正しい戦争であった、理のある戦争であると、こういう主張をしたいがゆえかなというふうに思います。そして、具体的な戦争の被害などについても加害の部分は、いわばできるだけ書かないという姿勢で徹底しています。

ただ、文科省の検定を通るためには、検定

に合格するためにはどうしてもやはり触れなきゃならない部分があるもんですから、それは今回も検定意見がどんどんついて、それらの部分でやむなく書くという形になっています。ですから、南京大虐殺というような言葉はもちろん出てまいりませんけれども、南京での動きについても触れざるを得ないということです、そういうことです。

それから、日本の国民の被害についても本当にわずかししか触れていません。東京大空襲、沖縄戦、それから広島と長崎の原爆、全部合わせて7行です。国民の受けた被害について触れているのは7行です。これには驚きました。それでも国民の被害の状況、片づけてしまっているんです。それと、その中に出てくるんです、沖縄戦でひめゆり部隊とか、大変な中を戦ったんだと、それをいわば持ち上げる形で書く、そういう姿勢で書いています。ですから、読んでいくと非常に引かかる部分があります、気持ちの上で、あらこんなこと書いていいんだろうかと、そういう部分が随分あると思います。

あと、公民の分野では、国民主権ということについてこういうふうに書いています。国民主権は、主権在民とも言われる。なお、この場合の国民とは、私たち1人ひとりのことではなく、国民全体を指すものとされていると、こう書いてあるんです。これは何だろうかというふうに思います。国民1人ひとりが国民なんです、1人ひとりが主権者である国民のはずなんです。ところが、国民というものはまとめて考えるべきだという、こういう考え方です。

それから、住民投票というのをやります、

直接民主主義で。これについても原子力発電、産業廃棄物処理施設、米軍基地などの存続について住民投票を行う自治体がある、これも直接民主主義の1つと言えるが、中には国家全体の利益にかかわるものがあり、特定地域の住民の意思だけで決定しにくいものもある、市町村合併など地域で完結する問題と異なる要素がある、こういう書き方をしています。ですから、1人ひとりの国民の権利というものを大事にするという考え方には立たないで、どちらかというとなた方は国家利益を考えなさいよというか、そういう姿勢が明確に出されているということです。あと、言いたいことあるんですけども、やめます。

あと、最後に1つ、社会科の教科書だけではないですけども、最後に資料が出ています。たとえば日本国憲法が全文出ております。それから、中には大日本帝国憲法が載っているものもあるわけです。これがほかの教科書にあって、つくる会の教科書にないというのが幾つかあるんですが、それをちょっと上げてみます。

フランス人権宣言、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、アイヌ文化振興法、老人福祉法、介護保険法、労働組合法、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、情報公開法、これらはつくる会の教科書、公民の教科書にありません、載っていません。ということは、ほとんど教科書本文中でも触れられていないということになるわけです。これは、私は資料の数だけ比べてみてもかなり問題があるというふうに思います。これら十分に、先ほど教育長から答弁がありましたけれども、公正かつ適正な

教科書採択が行われますということですから、そのことは間違いのないというふうに思うのですけれども、私は、できたら教育委員の皆さんにはぜひ詳しく丁寧にとまでは申し上げませんが、ぜひ教科書を実際に手にとって、ある程度中身を読んでみていただく時間というのを、もうやられているのかもしれませんが、もしやられてなければ、ぜひそういう機会をつくってほしいなということを思います。

あと、最初に申し上げましたが、いろんな形でつくる会応援団が、この教科書採択のために頑張っていますから、私は子どもたちに使わせたくない教科書は使わせたくないということを申し上げること、そういう形で動くこと、必要なことだというふうに思うわけですし、いろんな意見をぜひお聞きをいただきたいというふうに思います。そういう余計な心配をしなくてもいいのかどうか、ぜひ考えていただきたいということと、それと先ほど25の市町村で1つの採択区をつくっていて、美唄はその中に入っていますというお話でしたけれども、私は25の市町村がそれぞれ検討したら、どの教科書にするかというので意見が違ふということもあるんじゃないかというふうに思うんです。これは、そのときにどんなふうに調整をするのかなということが心配なんです。意見が違ふ場合、多数決で決めるのかどうか。これは、空知の中で言うと夕張と岩見沢は単独採択なんです。夕張と岩見沢は単独で美唄は25一緒にやるんだということの理由がわからないんです。余り聞いたこともないんですけども、教育委員会も多分説明できないんじゃないかと思うんです。岩

見沢と夕張は、なるほど単独でやるのはこういう理由があると、あとは一まとめだというのはこういう理由だと、そういう説明は多分できないんじゃないかと思うんです。

だから、できれば市町村採択になるべきでないかなと、しかも美唄ですと中学校が複数であるわけですし、そのときにその学校の中、学校の中でどの教科書にするかということを考えてときに、うちの学校はこれでいきたいと、この教科書を使いたいというのがある、そっちの学校ではこういうふうに、この教科書で教えたいという先生方がいるかもしれない。とすると、そういう希望をいかすとすれば、学校ごと採択というのも考えられるのではないかというふうに思うわけです。その辺は、すぐご返事がいただける問題ではないかもしれませんが、でき得ればその辺のことも教育委員会の中で議論をいただけないかなということと思うわけです。それら含めて、ぜひ美唄の子どもたちに憲法、教育基本法を踏まえた教科書が使えるように、ひとつ真っすぐとご努力をいただきたいということをご要望申し上げます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の再質問にお答えします。

住基ネットのメリットについてであります。年金の現況届の廃止や住基カードにより地方公共団体が扱う申請届等の手続きに本人確認を行うことができることなど、住民の利便性が図られているものと考えております。

次に、司法の判断についてであります。同時期に全く異なる判断が示されたことから、今後示される司法判断等を注視してまいりたい

と考えております。

次に、条例制定の時期についてであります。総務省の住民基本台帳の閲覧制度に対する考えがことし秋ごろに示されると伺っておりますので、平成18年度をめどに策定してまいりたいと考えているところでございます。

住基ネットシステムからの離脱等についてであります。住基ネットシステムは、住民基本台帳法に基づき稼働しており、今後も個人情報保護に万全の措置を講じながら引き続き運用してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員の再質問にお答えを申し上げます。

教科書の選定についてでございますけれども、教科書の採択におきまして調査研究の対象となります教科用図書につきましては、文部科学省の検定時に学習指導要領の目標や内容などに基づき審議をされ、合格したものであります。

第5採択地区で、地域性や児童生徒の実態を考慮し、総合的かつ詳細に調査研究を行い選定していくものでございます。私ども美唄市教育委員会といたしましては、現在児童生徒の地域内での転校した場合のことや、あるいは教職員の共同研究の便宜等も考慮し、教科書の十分な調査研究を行って共同採択をしているところでございます。今後の教科用図書の採択に当たりましては、保護者や地域住民の強い関心にこたえるために教育委員会の権限と責任において、また主体的な立場を堅持しながら、美唄市の児童生徒が使用する教科用図書の公正かつ適正な採択を行ってまいりたい、このように考えているところでござ

います。

●議長長岡正勝君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 いただいたご答弁は、一応受けたいというふうに思います。

ただ、市長に要望でありますが、今回の2つの地裁の判決は1日違いで全く違う判断が示されたわけですが、判決の内容といえますか、密度の濃さといえますか、それは比較にならないぐらい、1対100ぐらいの違いがあります。金沢地裁は、それこそ初めからおしまいまで詳細に検討して、裁判官の判断がそこに加えられた結果の判決ということです。名古屋の判決は、本当に型どおり、いわゆるよくある門前払い判決とかというのがありますけれども、それに近いような中身で、できましたら、市長はお忙しいというふうに思いますから、担当の方にでも、いまでも判決が手に入るというふうに思うものですから、ぜひ両方の判決をお読みいただいて、美唄として考えるときにどうなのかということを、そのことに取り組んでいただきたいなということをご要望申し上げ、終わりにします。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） 平成17年第2回市議会定例会に当たり、私は大綱4点につきまして、市長並びに教育長にお伺いいたします。

まず、大綱1点目の環境対策についてであります。茶志内地区の一般ごみ最終処分場についてお伺いをいたします。この問題につきましては、これまで数多く議論をされてきたところでありますが、当初予定されている平成19年4月からの供用開始まで、時間的にすでに2年を切ってしまったところでありま

す。かなり切迫した状況下に置かれている中で、いまだ茶志内地区住民及び関係者との協議が十分進まず、最終的な協定を交わす状況になっていないとも聞き及んでいますが、どのような経過になっているのか、また処分場予定地の地権者との合意契約はどのようなになっているのか、それらの進捗状況と日程等を踏まえた今後の見通しについてお伺いをいたします。

地元との協議が長引いていることにより、整備事業のスタートがおくれ、施設整備のスケジュールに無理が生じることとなり、そのことによって工期の圧縮等により工事品質の低下のおそれや施工業者へのしわ寄せなどはないか、また工期内竣工のおくれ等が生ずることにならないのかお伺いをいたします。

次に、工事発注の方法とその時期について、その中で搬入道路工事、埋立地造成工事はもちろんのこと、浸出水処理施設等のプラント工事についても地元事業者の参入機会が多くなるようにすべきと考えますが、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

また、緊縮財政下における大型事業ということから、より事業費を十二分に分析し、さらに圧縮できる可能性についてと、17年度はどの部分まで整備を進める予定なのかお伺いをいたします。

次に、2点目の交通安全対策についてであります。美唄市においては人口が漸減する中であっても、自動車の保有台数及び交通体系の変化による交通量増加により、市民やドライバーは常に危険と隣り合わせの状況にあると言っても過言ではないと思います。とりわけ交流拠点施設の営業開始に伴い、市民は

もとより市外からの入り込みによる東明地区の交通量が急増していることについては、すでにご承知のところだと思います。よって、地域の高齢者や子どもをはじめ、多くの方が交通事故に対する日々の不安が増幅していると聞き及んでいます。

私も昨年の第2定例会でも、この点についてお伺いをいたしたところでありましたが、地域の方々の不安を1日も早く解消するためにも東明菜の花・公園線と美倍線の交差点には早急に信号機を設置することが望ましく、それに伴うその周辺の歩道の整備もすべきと考えますが、その後の経過と今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、住みよいまちづくりについてありますが、地方分権の名のもとにしわ寄せを余儀なくされる規制緩和など、地方都市にとっては未曾有の一大転換期を迎え、そのかじ取りに大変な思いをしているのが現状であります。そうした中で市長は17年度の市政執行方針の中でまちづくりに生きるという文字と活力の「活」という文字を調和させ、3本の柱として「生き生きとした人づくり」、「生き生きとした街づくり」、「生き生き美唄の土台づくり」を掲げ、積極的に推進中ですが、先日の北海道新聞の記事によりますと、ある出版社の調査による「全国都市住みよさランキング」2005年版では、全国741都市中714位ということで、また空知管内10市においても6位と、下位に位置づけられています。評価手法や評価事項については、意見も分かれるところでもあるものの、すでに13回実施をされていることからしますと、一定の目安とされることにはなると考えられるの

ではないでしょうか。

また、けさの同じく北海道新聞にも掲載されていましたが、生産現場の最前線にいた中高年の、いわゆる団塊の世代と言われる人々も間もなく新たな人生設計を迫られるところまで来ているわけで、政府も現状を踏まえながら、いわゆる田舎暮らしの支援策を講ずる考えを打ち出したようであります。そうした受け皿としてのまちづくりにも腐心すべきであり、まさに交流、定住をキーワードとした新感覚のまちづくり進めなければならないと思います。

そこで、以下何点かについてお伺いをいたします。

1つ目は、市はこれまで住みよいまちづくりに向けてどのような対策をとられてきたのか。

2つ目は、その上に立って、今後どのような取り組みをされるのか。

3つ目は、団塊の世代と言われる人口は、全国、全道、そして美唄市に何人くらいいるのか。

4つ目は、先ほども申し上げました交流、定住の観点からこれらの世代の方々の受け皿づくりについて取り組む用意はあるのか。

5つ目は、足を運んでみたくなる、住んでみたいという思いを持ってもらえるような魅力あるまちづくりにどう取り組まれるのか、市長の思いや考えを率直にお伺いしたいと思います。

次に、子どもたちのまちづくりへの参加についてありますが、このことについても市政執行方針の中で、「次代を担う子どもたちが、地域において、心身ともに健やかに成長

することは、社会共通の願いである」と示されていましたが、まさにそのとおりと考えるところであります。そこで、私は、児童生徒、まさに次世代を担う子どもたちがふるさと美唄のさらなる発展に向け、住みやすく快適なまちづくりを目指して自分の意見や考えを発表し、まちづくりの議論を交わして教科書で学ぶところから、また別な角度で市政に対する関心をより高めてもらうために、今後この議場を活用して、いわゆる子ども議会開催に取り組まれてはどうでしょうか。あわせて、子どもたちに議会の仕組みや役割についても、より理解を深めてもらうことができると思います。

また、子どもたちの意見や考えを聞くことは、日ごろ子どもたちがどのような目で大人社会を見ているのか、恐らく私たちが気づかないことを改めて知らされることも大いにあるのではないかと思います。上田札幌市長も札幌市民自治フォーラムにおいて、自治とはまず自分の身の回りの問題をどう解決していくか、しっかり考えていく習慣を身につけていくことが大切であり、子どもの視点からまちづくりに関するさまざまな意見を表明する機会を設け、まさに子どもも1人の市民として未来のまちづくりについて主体的に意見を表明できる場づくりの1つとして「子ども議会」は大きな意味を持っていると述べているようでございます。

市長も近々新しい取り組みを試みられるようでもあります、「子ども議会」については、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

大綱4点目につきましては、教育長にお伺

いをいたします。

最初に、児童生徒の非行防止対策についてであります。社会構造の不透明さがますます進む中で、時を重ねるかのように児童生徒の非行に係る報道が日常茶飯事となり、その様相も凶悪、粗暴化、広域化、集団化、低年齢化へと移り、しかも高水準で推移していることから、大きな社会問題となっています。

また、一方では、児童生徒に対する不審者からの声かけや連れ去りをはじめとする各種事件による児童生徒の被害が増大するなど、児童生徒を取りまく状況は極めて憂慮すべきものがあると言わざるを得ません。美唄市においても全国的な傾向からして無縁とは言えないと考えますが、そこで美唄市における非行をはじめ、問題行動の件数について過去3年程度の推移をお知らせいただきたいのとあわせ、以前から子ども110番の家の協力を関係方面に求めていたと思いますが、これらの現状と、そうしたかかわりの中から児童生徒の非行防止対策上、どのような取り組みをされているのか、まずお伺いをいたします。

さらに、昨年8月10日に、北海道教育委員会と北海道警察本部の間で学校と警察との連携を密にする制度として、子どもの健全育成サポートシステムに関する調印が行われ、9月1日よりその運用が開始されていると聞いていますが、その協定内容と道内各市町村教委と管内市町村教委の直近の状況についてもお伺いをいたします。

よって、児童生徒の安心、安全を担保することからも教育委員会としてどのような認識を持ち、今後どう対応されるのかお伺いをいたします。

最後に、学校給食についてであります、農林水産省は食をめぐる現状について、食糧の消費構造の変化による栄養バランスの崩れ、さらに社会情勢の変化による食の外部化、いわゆる外食、中食と言われるたぐい、そしてより簡便化への進展により、これら一連の調査の結果によりますと、朝食の欠食率が20ないし30代の男性では25%以上にも上り、児童生徒においても20%に達している状況からして極めて深刻な事態に立ち至っていると指摘をしています。そうしたことを受け、文部科学省も安全、安心をもとに、食に関する学校教育の充実に力点を置くことのようにです。

本市においても学校給食については、これらを踏まえ、健康的な食生活や正しい食習慣を身につけることができるよう指導をしていることと思いますが、同時に地元でとれた新鮮な食材を提供し、生産する者と消費する者とのかかわりを学習させることも極めて大事なことと考えるところであります。

よって、以下の点についてお伺いをいたします。

まず、地場産の食材の利活用について、3年程度の状況と食材全体の市内、市外の購入割合、そして地元利用を高める取り組みについて。

次に、給食のメニューの種類数と人気度の高いメニュー、また反対に不人気のメニューについて何点かと、同時に給食というものは本来楽しくあるべきと考えますが、そうした工夫があればということと、食事をするときの食器や容器について安心、安全についての配慮、殊に最近心配される環境ホルモンの溶出のおそれなどはないのか。また、給食を通

して家庭との連携はどのようにしているのか。

次に、3年間程度の給食数とその食べ残し量についてと、その改善の取り組みや有効利用について。

一部言葉が重複いたしました、以上申し上げました点につきまして、経過、現状、そして今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、環境行政について、茶志内地区の一般ごみ最終処分場についてであります、地元合意につきましては、平成15年以降これまで聖化溜池支線組合、茶志内町5連合会連絡協議会と協議を重ねてまいりました。支線組合とは、放流水の水質管理連絡協議会の設置などを盛り込んだ協定書を本年2月に締結したところでございます。また、茶志内町5連合会連絡協議会とは、支線組合との協定を踏まえ最終合意に向け、調整を行っているところでございます。

次に、用地取得につきましては、地元合意を得た後、売買契約を締結してまいりたいと考えております。

次に、施設整備のスケジュールについてであります、現在搬入道路及び埋立地造成工事の実施設計などを行っており、搬入道路の実施設計は6月末完了を予定しております。

次に、工期につきましては、当初予定どおり19年3月末までを見込んでおります。

次に、工事発注についてであります、工事は埋立地造成工事などの土木工事と浸出水

処理施設工事などのプラント工事と、搬入道路工事に分け、地元企業の参入機会の確保に努めてまいります。

また、発注方式は、プラント工事につきましては、性能発注方式による公募型指名競争入札としており、7月初旬ごろには地元企業との共同企業体とすることなどを条件とした公募を行い、8月着工に向けたスケジュールを考えております。

また、搬入道路工事は8月を、埋立地造成工事は9月をめどに発注したいと考えております。

次に、工事費につきましては、予算総額約21億8,000万円を見込んでおり、工事発注に当たりましては事業費等を十分精査してまいりたいと考えております。

また、17年度の事業内容は、搬入道路では路盤工事を、埋立地造成工事では埋立地の切土、盛土工事などを、浸出水処理施設工事では実施設計、水槽の掘削工事を、前処理施設工事では実施設計を行う予定でございます。

次に、信号機の設置とその周辺整備についてであります。現在東明菜の花・公園線と美倍線の交差点につきましては、交流拠点施設の開業以来、交通量が増加していることから、信号機の設置を北海道公安委員会に対し要望しているところでございます。

設置に当たりましては、歩行者の待避場所の確保などの課題がありますが、引き続き早期の設置に向けて要望してまいりますとともに、通行車両に対して安全運行などを促す標識の設置を行っていきたいと考えております。

また、歩道につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、居住環境対策についてであります。先般報道されました「全国都市住みよさランキング」は、独自に定めた指標に基づき全国の都市を比較したものでございます。指標は、都市生活の比較を行ったもので、地方が担っている保水機能などを持つ山林の面積や水田の面積、水資源確保のためのダムの貯水量などが指標から除かれているほか、住民の満足度といった視点は反映されていないものと認識しております。

本市は、これまで総合計画に基づき公共下水道の整備、公営住宅の建替え、駅周辺の整備など、生活環境面や都市機能の充実を図ってきたほか、豊かな自然をいかした交流拠点施設「ピパの湯ゆ〜りん館」や芸術文化交流施設「アルテピアッツァ美唄」の整備、農業や商工業の振興、教育文化の振興、福祉の充実など、ハード、ソフト両面にわたってさまざまな施策を講じてきたところでございます。

私は、これら個々の取り組みを点から線へ、さらには面へと相互に結びつけることにより、地域の総合力として着実にまちの活力となるよう、一層の努力が必要と感じております。そのためには、人とまちが活性化する「生き活き美唄」のまちづくりを進める中で、地域の魅力づくりに取り組んでいくことが大切と考えており、市民の皆さんとの「協働」を基本に、お互いに知恵を出し合い住みよいまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。次に、団塊の世代と言われる昭和22年から24年に生まれた方々は、全国で約690万人、全道で約30万人、本市では約1,600人となっております。定年退職し、職場から地域に戻ってくる団塊の世代のサラリーマンは、

社会でさまざまな技能や技術を身につけており、新たなまちづくりの担い手として貴重な人的資源でもあり、積極的に活躍し得る体制を整備しておくことが必要と考えております。

次に、本市の魅力づくりにつきましては、スポーツ・レクリエーションの里づくり基本構想に基づき交流拠点を中心としたさまざまな交流の展開や交通網の整備、グリーン・ツーリズムを促進するほか、温泉施設や日本一の直線道路をはじめ、自然、文化、産業、特産品など、あらゆる地域資源をいかし、相乗効果が生まれるさまざまな活動を展開するため、「食」にこだわった「道の駅」の調査研究を進めてまいります。

また、近年、都市から農村に移り住み、新たな生活スタイルを求める人々がふえてきております。本市には、広大な農地や豊かで美しい山や川など多くの自然環境があり、札幌都市圏などに近いといった地理的条件にも恵まれておりますので、こうした自然や地域資源を市民1人ひとりが再認識するなど、本市のよいところを再発見する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、子どもたちのまちづくりへの参加についてであります。次代を担う子どもたち1人ひとりが個性と能力を発揮しながら、市民の一員としてまちづくりに参加できる環境づくりが必要と考えております。このため、本年8月には将来のまちづくりを担う子どもたちとまちづくりに参加する意欲を高めることを目的に「子ども一日市長」を実施することとしております。

ご提言いただきました「子ども議会」につきましては、子どもたちのまちづくりに対す

る関心と参加意欲の向上に向けた取り組みとして、今後検討させていただきたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、児童生徒の非行防止対策についてであります。今日児童生徒の問題行動は多様化、複合化が進むとともに、いわゆる普通の子どもが突然重大な事件を起こす、いきなり型の非行が出現するなど、極めて憂慮すべき状況であると考えているところでございます。

美唄市における児童生徒の万引き、喫煙、暴力行為等の問題行動の報告件数につきましては、平成14年度が23件、平成15年度が39件、平成16年度が28件となっております。

今日の生徒指導におきましては、学校、家庭、地域社会が連携を深め、一体となって子どもの望ましい成長を支えていくことが一層重要になってきていることから、PTA、青少年指導員及び地域指導員等による巡回指導を行うとともに、幼小中のPTA、商店街等の協力を得て子ども110番の指定を行うなどの取り組みを進めているところでございます。

なお、子ども110番の家につきましては、犯罪を未然に防止し、安心して子どもたちが生活できるまちづくりを進めるため、地域の協力により、平成13年度から実施しているものであり、現在約2,800カ所設置しているものでございます。これは、犯罪に対する抑止力となることはもとより、地域ぐるみの防犯対策として住民意識の高揚にもつながっているものと考えております。

また、子どもの健全育成サポートシステムについてであります。警察署との連携により、日常的な情報交換や協議等による相互理解に基づく緊密な協力体制を築いていくことが必要でありますことから、児童生徒の問題行動に対応する際に、学校と警察署との連携が実質的に機能するよう日ごろから十分な連携を図ることを目的とした内容となっております。この協定が提携されている現状についてでありますけれども、4月1日現在、道内7市町村、管内では14市町村において提携されております。

なお、この協定書の締結につきましては、個人情報の保護の観点からも検討すべき課題もあると考えており、今後校長会等と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、学校給食についてであります。初めに学校給食における食材の地元生産品の活用状況についてであります。まず米飯につきましては、週平均3.5回提供しており、平成12年度から100%美唄産ほしのゆめを使用しております。過去3年間の使用量は、平成14年度2万7,912キログラム、平成15年度2万7,344キログラム、平成16年度は2万6,213キログラムとなっております。野菜類につきましては、端境期以外は地元の無低農薬野菜を中心に使用するなど、安全な給食の提供に努めているところであります。使用量につきましては、過去3年間とも全体の約20%ほどとなっております。

次に、調味料等についてであります。大量購入の関係から、業務用に依存しなくてはならないということで市外大手の業者から一括納入を行っているところであります。なお、

食材等全体の購入割合は、市内が約60%、市外が約40%の状況となっております。食材等の調達につきましては、今後とも地場産品の使用になお一層努めてまいりたい、このように考えております。

次に、メニューについてであります。手づくりを基本として約600種ございます。平成13年度に小学校5年生241名、中学2年生276名を対象としたアンケートによりますと、和食より洋食、魚料理より肉料理が好まれる結果となっており、カレー、ラーメン、焼きそば、肉料理、スパゲッティが人気があり、あえものなどの野菜料理、サラダ、魚及び皮つき果物が不人気となっております。

また、給食を楽しむことについてあります。昼の給食時間は子どもたちにとりまして学校生活の中で一日の節目となる時間でもあります。午前中の学習をはじめ、さまざまな緊張から解放される時間でもあります。近隣の市町村で調査したものによりますと、給食の時間は子どもたちの会話により一層充実した給食になるものという調査結果も出てきておりまして、私ども年に1回でございますけれども、バイキング給食などを行っております。今後こういった給食時間を楽しむことができるように、学校にもさらに働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

次に、食器、容器についてであります。学校給食を家庭の食事形態に近づけ、楽しい食事時間を過ごすことができること、また熱くなりにくい食器を持って楽しい姿勢で食事ができるということから、平成6年から強化磁器食器、メラミン食器に切りかえをしたところであります。これは、薬品にも強

く、変質しにくく、さらにかたく、割れたときの破片が飛び散りにくく、環境ホルモンの影響などが無いことなどが特徴となっております。

次に、家庭との連携については、毎年度の初めに偏食傾向や肥満傾向及び食物アレルギー等のある児童生徒の状況把握を行うとともに、月初めに献立表や給食だよりを配布して家庭との連携を行っているところであります。

次に、給食数及び食べ残し量についてであります。給食数は最近3年間、1日当たり約2,500食前後で、年間約200日の提供となっております。食べ残し量は年間約30トン前後となっております。食べ残しを減らす取り組みにつきましては、混ぜご飯、お握り等、子どもたちに喜ばれる新しいメニューづくりなどの工夫に努めているほか、年2回程度各学校の給食担当の先生との献立や食材についての意見交流や栄養士の学校訪問による栄養指導や嗜好調査等を行っているところでございます。

なお、残滓につきましては、一部養鶏飼料として利用されております。

いずれにいたしましても、児童生徒1人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理ができるようにすることは、生涯にわたる健康の基礎であるという認識のもと、栄養バランスを考えた献立の立案や偏食を解消するような取り組みを学校、家庭と連携を図り、より一層進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君 お昼の時間でございますけれども、お許しをいただいて、自席から1点だけ教育長に再度お伺いをいたします。

学校給食についてでありますけれども、いまほど一通りお答えをいただいたところでありますけれども、やはり学校とそれぞれの家庭や地域との連携というものが極めて大事であり、殊に望ましい健康的な食生活あるいは食習慣を築くためにも、単に給食という次元ではなく、いわゆる食の大切さについてのしっかりとした学習を通して地産地消及び食育とのかかわりを踏まえて、今後具体的にどのように取り組まれるのかお伺いをして終わりたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員の再質問にお答えを申し上げます。

学校給食についてでありますけれども、子どもたちが将来にわたりまして心身ともに健康に生活していけるようにするためには、食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことは極めて重要なことであると考えております。

このため、学校におきましては、給食の時間や教科指導、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて食に関する指導が行われているところでございます。

また、学校における食に関する指導につきましては、学級担任や養護教諭、家庭科教諭等の教科担任など、関係する教職員が十分連携協力して取り組むことが必要であると考えておりまして、今後配置が予定される栄養教諭制度の導入の動きなどを踏まえながら、今

後の食教育のあり方について検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 午後１時10分まで休憩いたします。

午後０時０５分 休憩

午後１時１０分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番古関充康君。

●11番古関充康君（登壇） 平成17年第２回定例会に当たり、大綱３点について市長にお伺いをいたします。

まず、いま行政評価をめぐる自治体の状況を見聞しますと、地方自立計画や第２の市役所など、小さな自治体を目指す改革案が掲上されております。そんな自治体が大半を占めているようであります。自治体のマネジメントは、そんなにきついものではありませんが、それをやたらとしてきつくしているように見えるわけであります。経営、自治体への展望、行政評価を構想するには、原型としての念頭に置いておくことはマニフェスト（政権公約）、主軸でなければならぬわけでありませう。つまり通過目標、期限、財源を明らかにする、要はマニフェストの目標を期限内に実現させるために、政治主導の行政経営を大胆に展開させることであると思われまふ。マニフェストのサイクルが機能して、政策基本事業、事務事業の行政評価も実質的に意味の持つことは明白だと思ひます。いかがでし

ようか。

そこで、大綱の１点目として、土建の帰農、建設業の公共事業から新分野への進出についてであります。建設業界の産業構造は、地方は特にひどいと言われております。バブルピーク時期には約84兆円もあつた建設投資が、いまその７割以下であり、26兆円で、今後もまだ２、３割が中長期的に下がる要因があると言われております。特に市場３割減の一方で、これらにかかわる就業者は約１割しか減っていないと言われております。余剰労働力がすごくふえており、要は他に働くところがない人が多くいるということでありませう。

労働調査では、バブル崩壊以後建設業に入つてきた方は、製造業、中小企業をリストラされた中高年の方が多く、地方で仕事を探すのが難しい人が大半を占めていて、いままで建設業が雇用のバックボーンとして地域の雇用を守つてきたわけでありませう。建設行政もこの先、縮小していくか、あるいはまた他に転業するか、新しい雇用の創出を図るとすればいままでの機械をフル活用し、新しい分野の農業への参入が業界の裏ベースにあるわけでありませう。今後においては、農業だけでなく、環境、福祉、観光に至る分野の進出が図られ、経済全般、経営にも大きな変化につながると、業界や経済研究所も見ているようでありませう。私も定例会で何度となく農業の活性化、将来の農村ビジョン、農業の基本的な考え方などについて質問しておりますが、当市の農業のあり方など踏まえたご見解をお伺ひするものでありませう。

その１として、自然と生きる風土産業についてであります。こういった言葉をよく耳に

しますが、いま風土産業とは、それなりに定義があるわけであります。風土に正しく生きる人に、真にその風土はいかし得る、こういうことが言われております。自力更生より自然の更生、これは農業も工業も、また商業に至るまで自然の力をいかした風土産業が主流になると言われております。いままでも、その地方には、気候とか地質とか地形とかという言葉がありますが、農業の本にも気候風土という言葉はありますが、はっきりした解釈はされていないようであります。

これからの農業は、水田や畑を正しく利用することにより、多くの収穫や利益がもたらされると言われております。風土は、無価格であるが、活用の仕方ですべての価値を生む。美唄も第1次産業が農業であるだけに、風土産業について、これからも調査研究し、農業の振興など努めるべきだと思いますが、ご見解をお示しいただきたいと思っております。

その2として、グリーン・ツーリズムについてであります。先ほども同僚議員からも質問ありましたので、私は違った視点のみお伺いを申し上げます。

都市で育った住民が、農家に宿泊したり、実際に農業の体験をしたり、新鮮な農産物を味わったりする新しい型の滞在型の体験であり、果物、野菜、水稲、山菜、家畜などを通し、幅広く全国的にも展開されているようであります。空知、また美唄においてもこうした体験型のツーリズムに取り組んでいることと思いますが、どのような規模で行われているのか、また宿泊する体験型のハウスや体験できる品種が、どうなっているのかお伺いするものであります。

また、収穫の時期か、また植栽の時期であるか、どちらが多いのか、この際にお伺いするものであります。このことは、農家の現況を見る中で、少子高齢化により続農ができなくなるなど、後継者問題とかかわりもありますが、ツーリズムの参加者の意識調査の中では、体験だけで終わるのかどうか、また将来農業を目指す人が出てくるのかどうか、現在どのような状況であるのか、管内や当市の実例についてもお伺いをするものであります。

その3として、農を土台に地域の個性をいかす勝つ競争から負けない競争への考え方についてお伺いするものであります。私たちは、物を見る場合、学者と違ったり、専門家と違った立場で物を見ております。それは、その中に入れてみると、個性と違った感覚だと言われていると思います。いま不況の中でもうかるものがあるのかと言われますが、農産物の中にはあるわけであります。それは、農家の産直と言われていると思います。契約栽培による販売で、販売量がふえております。また、産直農家は、農業だけでなく販売業も行っております。もっと進んでいるのが、先ほども申し上げましたように、グリーン・ツーリズムのようにこだわりの生産品がこだわりの食材になる、そういうことがこだわりになることにより、1町歩の田や畑でも3倍、4倍の売り上げがふえるということであります。

農業基本法の時代は、1つの品目を大量につくっている単作が進歩だと言われてきましたが、産直をやっている農家には、3町歩全部をキュウリにするとか、トマトだけ、あるいは大根だけとつくっている生産者は余りおりません。むしろ多種目を生産し、安定の作

業と安定の供給することにより、一番伸びる産業であると言われております。それは、大量生産で高度成長してきた時代のことであり、昨今の不況下では生産物が途中で売れなくなったり、あるいは出荷時期が重なることもあるため、残りは廃棄ということになります。このため、余り無謀はしないとの考えからであります。

また、農業も企業であり、現代社会は市場経済の時代であります。農産物も国際市場経済の中に入っていく時代であり、国際化を防ぐことができない限り、市場競争は勝つ競争だけでなく、市場経済においては負けない競争も意識しなければならないわけであります。負けないということは、地域の特性や市場原理を知っているからこそ対応できることであります。この負けない競争に対して、どのような認識を持っておられるのか伺いますのであります。

大綱の2点目は、第6次産業としての食と農について伺いますのであります。

その1つとして、新たな特産品の開発についてであります。いま新たな特産品の開発として、栽培から取り組み、こだわりを持った生産品をつくる、そして考える農業、工夫する地域を支えるとした新農業基本計画が3月に閣議決定されたわけであります。今回の基本計画によって、ようやく新基本法の理念に沿った政策体系の枠組みが整ったわけであります。計画の中では、みずから考える農業者や工夫する農村地域を応援するとなっております。特に担い手を成長させるとともに、新しい担い手の誕生、土地利用型農業、水田農業の再生には力を入れているわけであります。

一方で、いまは水田農業にこだわるだけではなく、収益の上がるブランドの構築、これが大切であると言われております。専門紙や報道を見ても、地域あげて取り組みが進められているわけであります。例として、岩見沢では観賞用の実をつける実バラと夏に収穫できる夏イチゴの栽培に取り組み、実バラの苗を購入する農家に助成金を出し、また夏イチゴの試験栽培に着手し、本格生産する方針のようであります。また、芦別はゆり根を増産し、アイスクリームとして販売するなど、近年は簡易なビニールハウスでなく、本格的なハウスもあります。北海道でも南の花や木、果樹が育てられ、輸入増による既存農産物の値崩れを防止と米価下落に苦しむ農家対策として、自治体が予算化し、取り組んでおります。当市では、特産品の開発、またこのような取り組みがあるのかどうか、伺いたします。

その2として、GM栽培等の対策についてであります。GM栽培、要するに遺伝子組み換え作物であります。作物の栽培による交雑防止条例の細則について話し合う北海道食の安全安心委員会、これが昨年開く予定でありましたが、今年5月によりやく開かれたわけであります。道のGM作物の栽培に関する条例制定や全国で初めてであることから、試験栽培や販売など細かいルールをめぐり、慎重な論議が出ているようであります。

条例では、屋外での商用栽培は、知事の許可制とし、試験栽培は届け出制とするなど、施行の8月までには細則を固めるとしております。国は、系列の研究機関など内部向けの指針を制定し、花粉飛散による交雑を防ぐた

めには、イネ科は一般作物と26メートルの隔離、大豆は10メートルの隔離、昆虫が花粉を運ぶ作物は網で畑を覆うなど、8品目について対策を定めているようであります。

昨今輸入の自由化に伴い、いろいろなものが栽培されておりますが、こうしたGM作物の栽培は、当市にしてもあるのかどうか、また空知では長沼の大豆問題が記憶に新しいわけではあります。当市として今後に向けての考え方があれば、お伺いするものであります。

その3として、地産地消と食のこだわりについてであります。最近、食を通して地域おこし、食の地方分権など、各地で多様な食のまちづくりが進められております。以前は、似たような野菜でもつくれば売れた時代から、食の文化が進み、食のこだわりが生産品のこだわりと変わり、ひいては地域ブランドとして戦略に取り組む地域が急増している状況であります。

夕張メロンに例をとれば、北海道を代表する、あるいは日本を代表すると言っても過言でないと思います。これをつくろうとすれば、完熟した果肉には種が入っているわけですから、栽培できないことはないと思いますが、種の処理から苗の育成、果物の剪定、肥料、一定のルールがあるとのことでもあります。また、できたメロンもブランド名がないと全く無名の果実になるということでもあります。

食の地域おこしと一口に言っても、それなりの苦勞と歴史があり、簡単にはいかないわけではあります。いま夕張メロンは、地名がプラス商品名であり、地域ブランドの保護をしているわけではあります。食文化の原点は、生命生存のため食の研究をして、食べることに

あり、地域で生産したものは地域で消費することが当然のことです。当市における野菜、果物、麦、米、肉類等は、それぞれの分野で市内でどのぐらいの消費をされ、全体での商流はどのくらいになるのかお伺いするものであります。

また、美唄には、地域ブランドとしてのものがあるのかどうか、また今後育成の予定があるのかどうか、あわせてお伺いするものであります。

大綱の3点目として、TMO構想についてであります。

その1として、商業を核としたまちづくりについてであります。各地で盛んにまちの活性化が叫ばれておりますが、活性化の具体策は住民の所得、農産物の生産高、工業の出荷高あるいは商業の販売高、加えて人口の増加が挙げられているわけではあります。以前にも申し上げたように、どの1つも実現は容易ではありませんが、積極的に取り組まなければならない課題であります。いま中心市街地の人口減や小売店の廃業などで、小売販売額の激減、大型店の進出によるまちの空洞化とまちのライフスタイルの変化など、ひいては中心市街地の持っていた機能がなくなり、公共施設の老朽化、郊外的大型店に行くために市街地の通過など、市街地商店が生き残れない状況にあります。

いまの中心街では、先ほど申し上げました5つの活性化のどれもが満たされない状況にあるわけではあります。これは、行政の施策と議会、地域住民の一体となった取り組みが必要であり、まち全体をあげて議論し、商業を核とした人の集まるまちづくりをしなければ、

まだまだ商業者の減と人口減が続くことがはっきりと見えるようであります。活性化論は、やる気が起こる、住民のやる気のあるうちに、行政もしっかりとしたバックアップをして成長させることが何より大切だと思います。この中心市街地活性化について、政策はどのようなになっているのか、またこれらについての考え方や対策について、いつ打ち出されるのか、これらについて具体的にお伺いをするものであります。

その2として、都心タウン構想についてであります。過日の報道によりますと、ある都心で人口が上昇し続けている現実があるとのことであります。これは、地価の下落と都心の再開発による規制緩和が追い風となり、高層マンションが値ごろ感が出てきて、関東、関西だけではなく、地方や札幌においても売れ行きが好評のことです。札幌では、都心の25階建てマンションが、建設中に9階までが完売、また40階建ての290戸がすでに売約済みとのことです。これは、地価が下落し、減損会計で共有部分の削減、都心の再開発で容積率の規制の緩和など、1戸当たり価格が郊外住宅より安い、高齢者の移動が簡単にできると。最近では2世代世帯の購入も増加しているとのことです。自治体もファミリー世帯向けの市営住宅制も導入し、人気が出ているとのことでもあり、建設ラッシュのようです。

当市においても、このような考え方や政策がとれば、通勤者や、遠いマイホームより近くで便利で安い価格であれば、また商業施設も併設できれば購入もふえると思いますが、当市も中心街の再開発で考える必要があると

思われますが、お伺いするものであります。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古閑議員の質問にお答えします。

初めに、風土産業についてであります。今日提唱されております風土産業は、その土地の大気や大地といった自然力をいかした産業活動であると認識しております。農業をはじめ、工業や商業の産業活動は、その土地の気候や土質、地形などさまざまな自然環境の中で行われており、特に農業は屋外における生産が中心であることから、こうした自然とのかかわりが極めて大きいものと考えます。

今後は、土地の地質や風向き、日光など、その風土の性質に適した作物を生産することで経費を縮減し、多くの収穫と収益が得られるといった提言もあることから、こうした視点も踏まえ、本市農業を振興してまいりたいと考えております。

次に、グリーン・ツーリズムであります。農業生産活動や農産物をいかした自然や文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムが全国的に推進されており、本市におきましても体験型農園といった形で取り組まれているところでございます。

空知管内では、修学旅行生の受け入れなどによる都市と農村の交流推進を目的とした「そらちDEい〜ね」が、本市の「グリーン・ツーリズム研究会」などの参画により発足し、この組織が受け皿となって昨年から修学旅行生の農作業体験の受け入れを行っております。

昨年は、6月から12月にかけて4市4町の延べ277戸の農家が7日間で5校、1,064名を受け入れ、このうち美唄市では延べ30戸の農家が3日間で3校、142名を受け入れを行っています。これは、すべて日帰りの体験でしたが、その内容はあぜにハーブを植えたり、アスパラの収穫をするなど、受け入れ農家がそれぞれ農業体験の内容を決め、行っております。

なお、体験をした生徒たちからは、「北海道に住みたい」などといった声もあったと聞いていることから、こうした農業体験を通じて将来農業を志す人材の育成につなげていきたいと考えております。

次に、負けない競争への考え方ですが、消費者の米離れや道産米の価格低迷により、稲作農家の収入は大きく減少し、農業経営は大変厳しい状況にあります。農家経営の安定を図るためには、消費者のニーズに沿った「売れる米づくり」を進めるほか、加工・販売などのアグリビジネスに取り組むなど、経営の複合化による体質の強化を図ることが必要であると考えています。中でも産直は、消費者が求める安全で安心できるものを提供していく取り組みであり、こうした消費者のニーズに沿ったものを生産、販売していくことが負けない競争への取り組みにつながるものと考えております。

次に、特産品の開発についてですが、市ではグリーンアスパラや軟白長ネギなどの生産振興を図るため、ハウスや管理機械等の導入を支援しているところでございます。

また、各農協では、水田農業ビジョンに基づき、グリーンアスパラガスをはじめ、トマ

ト、メロン、ハスカップ、ズッキーニなどを産地づくり交付金を活用し、産地化に向けて作付振興等を行っているところでございます。このほか、美唄市農協では、本年度から水稻の遊休ハウスを利用したイチゴ栽培に取り組むこととしております。

次に、遺伝子組み換え作物の栽培についてですが、厚生労働省では大豆やバレイショなどの作物を認可しておりますが、各農協に確認した結果、本市においては遺伝子組み換え作物の栽培は行われておらず、また今後においても栽培する考えはないと伺っております。

いずれにしましても、遺伝子組み換え作物の栽培によって一般作物の交雑や混入が起これば、周辺の生産者をはじめ、地域農業全体に大きな経済的損失や生産、流通上の混乱、さらには消費者の健康への影響が懸念されることから、今回道が制定した「遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」のもとで対応してまいりたいと考えております。

次に、地産地消の実態についてですが、市内で生産された農産物が市内でどれだけ消費されているかについては、流通形態が多様なことから、詳細については把握しておりませんが、平成15年に「農業フォーラム実行委員会」が行った市民アンケートの結果によりますと、米の地元消費割合は66%、また野菜では44%となっております。

次に、地域ブランドにつきましては、米では「雪蔵工房」、「香りの畦みちハーブ米」、グリーンアスパラガスでは「こもれば栽培」による「夏得物語」、YES! clean表

示制度の登録を受けた「トマト」、「キュウリ」、「軟白長ネギ」、さらには「中村のとりめし」などがあると考えております。

市といたしましては、産地間競争が一段と激化する中で、地域のブランドづくりが生産の拡大や農業経営の安定につながることから、農協などと連携し、農産物の差別化や高付加価値化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、TMO構想について、商業を核としたまちづくりについてであります。本市の顔である中心市街地を活性化させるため、本年4月に美唄市中心市街地活性化基本計画を策定いたしました。本計画では、商業機能の再編や核的機能の導入、また公共的施設や住宅等の中心市街地への立地促進、さらには美唄の顔づくりなど、7つの方策を掲げ、その実現に向け、取り組むこととしております。対策等につきましては、計画の中で市街地の整備改善のための事業と商業等の活性化などの事業を一体的に推進していくこととしており、すでに駅周辺土地地区画整備事業や花いっぱい運動事業に取り組んでおりますが、個々の計画事業を実現していくためにはさまざまな課題等を整理していかなければならないことから、今後TMOとなる商工会議所を中心に商業者、民間団体、行政などが一体となり、地域住民などの理解を得ながら、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都心タウン構想についてありますが、駅周辺や中心市街地での住宅環境は、買い物や通院、通学などにおいても利便性に富み、中心市街地の活性化を図る上で有効な手

段であると考えております。このため、現在駅東側に公営住宅が建設中であるほか、民間によるマンションの建設が進むなど、少しずつではありますが、中心市街地への居住空間がふえつつあります。今後におきましても、民間活力の導入を図りながら、まちなか居住の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 11番古関充康君。

●11番古関充康君 ただいま一通りお答えをいただいたわけですが、何点かについて再質問させていただきます。

まず、自然と生きる風土産業についてであります。農林業の振興や地方の開発など、農林業の活力をいま以上に上げようとしているわけであります。先ほど申し上げましたように、風土とは、大気と大気のふれあうところ、このように理解すればいいと思います。大気は、雨や風、湿気と乾燥など、大きく関係していると言われております。作物は、湿気がないと育たないもの、乾燥しなければ育成しないもの、気候に左右されるもの、特にミカンのように山の斜面でなければよい実がとれないものなど、作物にはそれなりの特性があり、それをうまく利用することにより、いままでと違った味覚のあるもの、また収穫増につながるもの、こういうものができると言われております。

風土に適応した作物選びも大事な要因となり、その地域に適したものとして、本州あたりでは麦を原料とした手延べそうめん、うどん、マカロニなど、製造が行われ、産業おこしにもつながっているわけであります。こうした広い意味での風土産業についてお考えを

お伺いするものであります。

その2として、食とグリーン・ツーリズムについてであります。グリーン・ツーリズムの中には、土地を有効に活用する農業の原点があります。いま人々は、暮らしの中で豊かさに目を向けるようになり、暮らしそのものに潤いと楽しさを求める人たちがふえております。また、生活の根本のところを大事にし、食の安全性、農薬や化学肥料に頼らない農業が注目されるようになっております。グリーン・ツーリズム農園を訪れる人々は、食事に地元の食材を使った料理や素朴なおかゆなど、また雑炊など食べられ、鶏の卵を使ったアイスクリームや新鮮な野菜、卵を買っていく人々もふえております。

この農園の開設者には、いままでと違い、めんを始めたことにより、本当の農と向き合うことができたこと、食を大事にしており、農業を大事にしていく気持ちになったこと。また、食糧は、どんなときでも確保できる社会にしたいと考えております。また、本当の意味で暮らしを豊かにすることに手がけていく時代である、このように思っておりますとっております。これは、グリーン・ツーリズムに取り組む農園主の生の声であり、報道でも各地のグリーン・ツーリズムの取り組みが紹介されておりますが、都会の人たちに農業のあり方、作物や家畜の育て方をわかってもらうことだけでも農と食に対する見方が違ってくると思っているようであります。

当市でも、行政が積極的に指導等に取り組んではいると思いますが、その取り組み内容について再度お伺いします。

その3として、農を土台にする勝つ競争か

ら負けない競争についてお伺いいたします。先ほども申し上げましたように、産直という大きな転換を通じて負けない競争に取り組むことで、外国からの安い米が入ってきても消費者は地元のこんなうまい米を食べないわけにいかないといった考え方につながります。

市場原理でもう1つ言えることは、関係性の価格であります。これは、関係性とはいままで利用しているから、新しく成り立つということでもあります。この農家がつくっているものを食べ続けたいということは、この農家にとって関係において価格が成立しているというわけであります。つまり農産物が暴騰したときでも、いつもの価格で売買してくれるといった信頼関係が基本にあるわけであります。こうした直産農家は、農産物をつくるだけでなく、加工もすれば貯蔵もしているわけでもあります。さらには、料理もするといったように、生産活動をやっていくことを頭に入れておくことも必要だと思えます。

このように農業者は、アグリビジネスの成否についてどのように考えているか、お伺いするものであります。

また、岩見沢では、地元産パン用の小麦、キタノカオリを原料にし、使ったパンを学校給食に定期的に導入するなど、試みが4月から始まりましたが、地元産で安心、安全の食材を子どもたちに食べてもらうのがねらいのようであります。美唄の給食等においても、和食あるいは肉食が大変好んで食べられている、このようなことも言われております。当市における新たな特産物の開発について、考えがあれば、お伺いするものであります。

次、地産地消と食のこだわりについてであ

ります。これまでは、その地域でできたものをその地域でそのまま食べるのが地産地消と言っておりましたが、最近はフードマイレージという言葉が使われております。これは、日本の航空会社のマイレージが知られているように、食卓に並ぶ食事がどれだけ遠く離れたところから運ばれてきたかを示す概念であります。国際社会の今日、自由貿易で市場原理が幅をきかせていますが、要は物の移動を少なくして、フードマイレージが少なくなれば地産地消、要は地元のものを使える環境にもやさしくなるわけであります。

しかし、中には、私たちが日常食べている魚の大半、中でもマグロは遠洋でとったものを冷凍の輸入マグロであり、地産地消ということでは縁遠い部分もあるわけであります。地産地消、言いかえれば、日本じゅうの生産地から一番早く食卓に並ぶかによって違ってくるわけであります。もっと身近で言えば区産区消という言葉がある、当然と言われております。しかし、この言葉は一般的ではなく、地産地消の方がインターネットでも1万2,000件も出てくるわけであります。しかし、地産地消は、地元産はごく一部で限られたものだけになっております。

この空知でも、食のこだわりを持ったレストランや食堂もありますが、先ほど申し上げました長沼の黒豚どんも、その一品であります。あるまちでは、地産地消推進機構なるものを立ち上げて、郷土食やこだわりの一品が認められれば、食のたくみに認定し、広報紙に載せて紹介し、支援する自治体もあります。

当市も行政、商工団体も地産地消の取り組みをまちおこしの観点からも行うべきであり、

グローバルな観点からも視野に入れての考え方を伺いするものであります。

3点目として、前段の質問で申し上げましたように、いま美唄の食品小売店は、系列店を除けば市内に数店舗、要するに10本の指に満たない小売店しかございません。この背景には、空知から専門の間屋がなくなったことから始まり、間屋も小売店1店では納品額が少なく、流通コストの採算ベースに合わない、このためでメーカーも大型店に直接、産地直送の方法で、小売店ではどうすることもできない時代になっております。このことは、食品小売店だけに限らず、他の商店にも言えると思うわけであります。

商店街があるところには人が集まり、活性ができますが、郊外に大型店ができ、人の流れが変わり、ライフスタイルが変わり、小売店の販売額が激減するわけであります。幾ら空き店舗を活用した政策をとっても、その地域、その店舗が経営できないから店を閉じたんであって、よければ店を閉じるわけがないわけであります。これは、その商業地域の1店舗、空き店舗だけを活用しても、大型店の何十分の1にしか匹敵せず、効果がないに等しいと思います。

私は、以前にも申し上げていたように、商店街活性化法に基づき、まちの核は商店街ということのを頭に置いて政策をとらなければ、日を追うごとに衰退の道をたどるだけだと思います。商業を核としたまちづくりについての構想政策、取り組む基本的な考え方、またあわせて先ほども申し上げましたように、都心タウン構想にも関係がありますので、市長が提唱している住んでよかったまちづくり、

人々が生き生きしたまちづくりにもつながりますので、ひいては美唄市総合計画の後期にもつながります。具体的な政策があれば、お示しをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 古閑議員の再質問にお答えします。

初めに、風土産業についてであります。風土を知り、風土に適した作物を選択することで、良質な作物の生産と農業経営の安定が図られ、またその作物を活用することで、加工品や販売など、2次産業や3次産業の振興にもつながっていくものと考えます。こうしたことから、今後農業を核とした他産業との連携を図り、市内で生産された農産物等を活用した域内循環クラスターを構築し、農業基盤の確立や地域経済の発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、グリーン・ツーリズムの取り組みについてであります。農業農村への理解を深めるとともに、活力ある農村づくりに大きな役割を果たすものと思われまことから、市としてはこれまでに農業農村モデル事業などにより、農場看板の整備、体験農園や直売所等の開設支援を行っております。

今後は、日帰り型体験から滞在型体験への進展を図るほか、地元農産物を活用したファームレストランの開設やさまざまな業種が加入しているグリーン・ツーリズム研究会の組織の活性化を支援してまいりたいと考えております。

次に、アグリビジネスについてありますが、農業経営が厳しさを増す中で、生産者が消費者に直接販売する産直や農産物を活用し

た加工品の製造、さらにはファームレストランなど、さまざまなアグリビジネスが全国的に展開されております。こうした取り組みは、農業経営の体質強化や経営の安定化などにもつながることから、関係機関、団体と連携し、アグリビジネスに取り組む農業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな特産品の開発についてありますが、美唄市農協では、先ほど申し上げましたイチゴの取り組みのほかに、美唄産春まき小麦、「春よ恋」を製粉し、地場産100%の小麦粉の販売を始めており、現在市内製めん業者と連携し、この小麦を使っためんの商品化も検討しているところでございます。

このほかには、今年4月に設立された「美唄こめこ研究会」において、美唄産米を利用した商品開発なども進められていくこととなっており、市としましてはこうした取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地産地消の取り組みについてありますが、食や地域の実態について見詰め直し、自分たちの暮らしや生き方、家族との関係などを問い直そうとするスローフード運動が世界的に広がりつつあります。この取り組みの1つである「地産地消」を推進することで、市民は新鮮でおいしく、安全な食べ物を手にすることができ、また生産者は安定した販売先の確保や地域の消費者ニーズに合った食材づくりを追求することで、販路の拡大につながり、地域経済の活性化やまちづくりにもつながるものと考えております。このようなことから、市といたしましては、商工団体や農業団体などと協議を進め、美唄農産物の積極

的な地元活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、商業を核としたまちづくりについてありますが、商店街のにぎわいは人の流れを大きく左右することから、中心市街地の活性化には欠かせない重要な要素であり、あわせて商店街を含めた周辺的环境整備も大切であると考えております。このため、計画事業の主なものとしたしましては、ハード面では駅周辺的环境基盤整備をはじめ、道路整備などの生活環境整備や都市景観の形成づくり、都市機能の整備では、まちの駅整備事業やまちなか居住事業などを推進することとしており、またソフト面では空き店舗対策や宅配サービス事業などの商店街の活性化づくりや環境づくり、さらには個店や商店街などの魅力づくりやイベントの共同事業などに取り組むこととしております。

また、都心タウン構想についてありますが、子どもや高齢者にとって買い物や通院など利便性に富んだ良好な居住環境をつくり出すことは、今後のまちづくりにとって大変重要でありますので、積極的にまちなか居住の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。
